

すまいる

「すまいる」は愛称です。

高齢者や障害者の方々が、安心して、笑顔（スマイル）で、
自立した地域生活を送るために必要な支援をします。

このようなことで**困**っていませんか？



ふくし
福祉サービスの
利用のしかたが
わからない

こうきょうりょうぎん い りょうひ
公共料金や医療費の
支払い、銀行などでの
払戻しがうまくできない

つうちょう
通帳やはんこ、
大切な書類を
よくなくしてしまう

やくしよ とど
役所から届く
書類をどうしたら
いいのかわからない

ち ば けん こう けん し えん せ ん た -
千葉県後見支援センター
しゃかいふくし ほうじん ち ば けんしゃかいふくし きょうぎ かい
(社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会)

〒260-8508 千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター2F

TEL.043(204)6012
FAX.043(204)6013

E-mail smile@chibakenshakyo.com
(受付時間) 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前9時～午後5時



お住まいの
市町村社会福祉協議会(愛称:すまいる)が
担当いたします。



	市町村社協	電 話
千葉	千葉市	043-209-6000
	習志野市	047-452-4161
	市原市	0436-24-6200
	八千代市	047-483-3021
東葛飾	市川市	047-711-1421
	船橋市	047-431-7560
	松戸市	047-368-0349
	野田市	04-7124-3939
	柏市	04-7165-1144
	流山市	04-7159-4735
	我孫子市	04-7184-1539
	鎌ヶ谷市	047-444-2231
印旛	浦安市	047-355-5315
	成田市	0476-27-7755
	佐倉市	043-484-0698
	四街道市	043-422-2945
	八街市	043-443-0748
	印西市	0476-42-0294
	白井市	047-492-5713
	富里市	0476-92-2451
香取	酒々井町	043-496-6635
	栄町	0476-95-1100
	香取市	0478-54-4410
	神崎町	0478-72-4031
	多古町	0479-76-5940
	東庄町	0478-86-4714

(令和4年4月現在)

	市町村社協	電 話
海匝	銚子市	0479-24-8189
	旭市	0479-57-5577
	匝瑳市	0479-67-5200
山武	東金市	0475-52-5198
	山武市	0475-82-7111
	大網白里市	0475-72-1995
	九十九里町	0475-70-3163
	芝山町	0479-78-0850
長生	横芝光町	0479-80-3611
	茂原市	0475-23-4333
	一宮町	0475-42-3424
	睦沢町	0475-44-2514
	長生村	0475-32-3391
夷隅	白子町	0475-33-5746
	長柄町	0475-30-7200
	長南町	0475-46-3391
	勝浦市	0470-73-6101
安房	いすみ市	0470-87-8857
	大多喜町	0470-82-4969
	御宿町	0470-68-6725
君津	館山市	0470-24-0294
	鴨川市	04-7093-5000
	南房総市	0470-29-3729
君津	鋸南町	0470-50-1174
	木更津市	0438-22-6226
	君津市	0439-55-0454
	富津市	0439-87-9611
	袖ヶ浦市	0438-63-3877

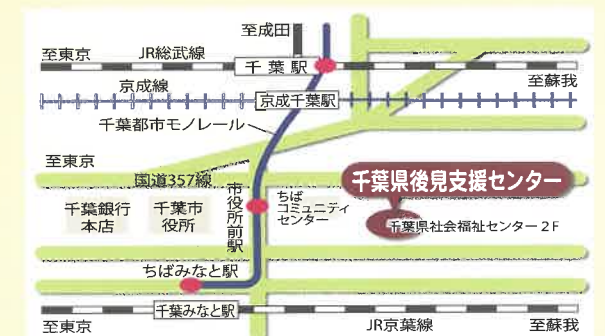


千葉県後見支援センター
(社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会)

〒260-8508 千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター2F
■TEL 043-204-6012 ■FAX 043-204-6013
■E-mail smile@chibakenshakyo.com

[受付時間] 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前9時～午後5時

[アクセス] ●JR総武線「千葉」駅下車、千葉都市モノレール「ちば」駅
乗り換え「市役所前」駅下車、徒歩約3分
●JR京葉線「千葉みなと」駅下車、徒歩7分



※「日常生活自立支援事業」は国庫補助金の名称です。
社会福祉法第2条には「福祉サービス利用援助事業」として規定されています。

定期的な訪問により、福祉サービスを利用するお手伝いや、日常的な金銭管理をお手伝いすることで、高齢者や障害者の方々が住み慣れた地域で生活できるように支援する事業です。

1

福祉サービスを安心してご利用できるようにお手伝いします。

福祉サービスって何があるんだろう？

福祉サービス利用援助

たとえば、

- 福祉サービスについての情報提供を受けられます。
- 福祉サービスを利用したり、やめるために必要なことを一緒に考えながら手続きをします。
- 福祉サービスを利用して嫌なことがあったら、苦情解決制度を利用する手続きをお手伝いします。



※「福祉サービス」の利用援助は利用者全員に必ず提供するものです。

ってどんなことをしてくれるの？

2

毎日のくらしに欠かせないお金の出し入れをお手伝いします。

お金の管理が心配

財産管理サービス

たとえば、

- 医療費、税金、公共料金等を支払うお手伝いをします。
- あなたの通帳から生活に必要なお金を払い出してお渡しします。また、預け入れすることもできます。



3

大切な書類や印鑑などをお預かりします。

通帳や年金証書をどこに置いたかわず忘れてしまう

財産保全サービス

お預かりできるもの

- 年金証書、預貯金通帳、不動産権利証書、契約書類
- 実印、銀行印
- その他社会福祉協議会が適当と認めた書類

※金融機関の貸金庫に保管します。
又、宝石、骨董品、貴金属類、株券、有価証券などはお預かりできません。



その他、「弁護士・司法書士・社会福祉士紹介サービス」も利用できます。
このサービスは、本事業利用者以外の方も利用できます。※紹介料無料

あなたのまちの^{し ちょう そん しゃ かい ふく し きょう ぎ かい}市町村社会福祉協議会^{あいしやう}(愛称:すまいる)が^{て っ だ}お手伝いします。

^{に ち じ ょ う せ い か つ じ り つ し え ん じ き ょ う り ょ う}日常生活自立支援事業^{な が}を利用するまでの流れ

1 相 談

お近くの社会福祉協議会(社協)に、困っていることがあれば気軽に相談してください。



2 訪 問

社会福祉協議会の専門員がお宅を訪問し、困っていることなどをお聞きします。



**安心して利用して
いただくために**

契約締結審査会

「契約締結審査会」では、法律、医療、福祉の分野の専門家が利用者の契約にあたっての判断能力の有無、支援内容が適しているかどうかの審査を行います。

運営適正化委員会

この事業への苦情は担当者か外部の有識者で構成される「運営適正化委員会」へご相談ください。
苦情解決に向けた調査・助言等を行います。

TEL043-246-0294

**3 支援計画
作成・契約**

ご本人の希望を確認しながら、専門員が支援計画を作ります。その計画で良ければ契約します。



**4 支援の
開始**

担当の生活支援員(または専門員)が、支援計画に基づいて定期的に訪問し、必要に応じた福祉サービス利用援助や、預貯金の出し入れ、支払代行をします。



無 料 (むりょう)

有 料 (ゆうりょう)

利用料

相談から契約までは無料です。契約後、サービスを開始してからは、利用するごとに利用料がかかります(生活保護世帯は無料です。)

利用料は、市町村ごとに異なります。お近くの各市町村社会福祉協議会へお問い合わせください。



「専門員」

ご本人の生活状況の確認をして契約までの調整を行い支援計画を作ります。

また関係機関との調整や生活支援員への指導も行います。



「生活支援員」

一定の研修を受けた社協の職員です。

利用者宅を定期的に訪問し、支援を行います。

活用しよう!

生活を支え、財産を守るための 成年後見制度

成年後見制度って、なに？

成年後見制度は、判断能力が不十分なために、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面で支援する身近な仕組みです。

判断能力が不十分になる前に

任意後見制度

本人の判断能力があるうちに将来の判断能力の低下に備え、任意後見人となる人と支援してもらう内容について契約し、公証役場で公正証書を作成しておきます。

実際に本人の判断能力が不十分になったときに、家庭裁判所が選任する任意後見監督人のもとで任意後見人による支援を受ける制度です。

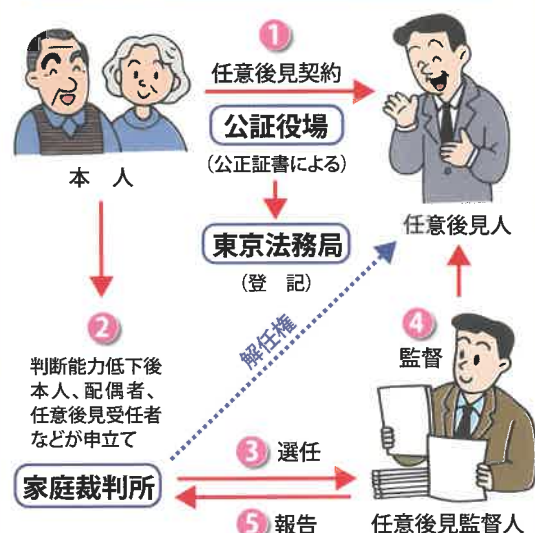
判断能力が不十分になってから

法定後見制度

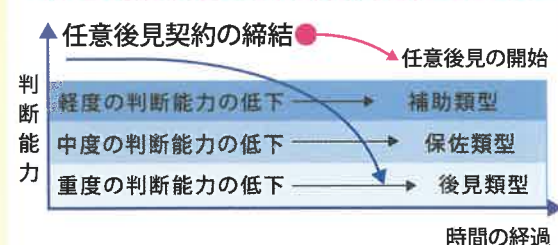
本人の判断能力が不十分な状態にある場合に、本人または配偶者、四親等内の親族や市町村長等の申立てによって、家庭裁判所が適任と認める人を本人の支援者(成年後見人・保佐人・補助人)に選任する制度です。

また、支援者を監督する監督人が選任されることもあります。

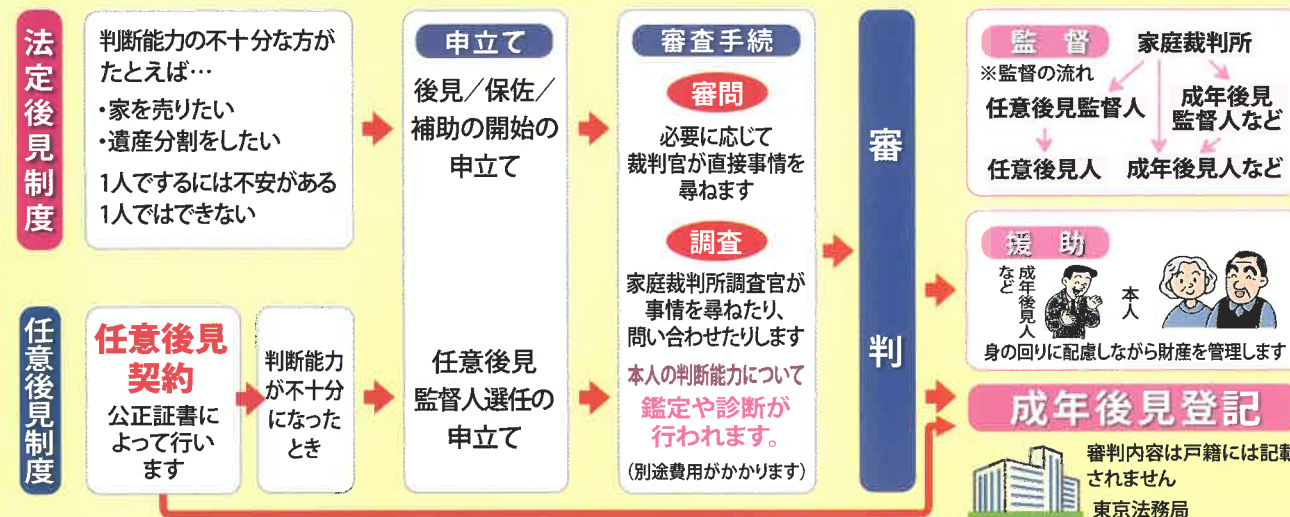
任意後見制度のしくみ



申立類型と判断能力の目安



申立て手続きの流れ



成年後見制度に関する問い合わせ先

- まずは各市町村の相談担当窓口、地域包括支援センター、市町村社会福祉協議会へお問い合わせください。
- 申立等、手続きや必要書類については家庭裁判所へ

管轄区域		
千葉家庭裁判所	千葉市全区・習志野市・市原市・八千代市	043(333)5321
// 市川出張所	市川市・船橋市・浦安市	047(336)3003
// 佐倉支部	佐倉市・成田市・四街道市・八街市・印西市・白井市・富里市・印旛郡	043(484)1243
// 一宮支部	茂原市・勝浦市・いすみ市・長生郡・夷隅郡	0475(42)3531
// 松戸支部	松戸市・野田市・柏市・流山市・我孫子市・鎌ケ谷市	047(313)0153
// 木更津支部	木更津市・君津市・富津市・袖ケ浦市	0438(22)3774
// 館山支部	館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町	0470(22)2273
// 八日市場支部	銚子市・旭市(旧干潟町を除く)・匝瑳市・東金市・山武市・大網白里市・多古町・山武郡	0479(72)1305
// 佐原支部	旭市(旧干潟町のみ)・香取市・神崎町・東庄町	0478(52)3040

- 成年後見人等を専門職に依頼することを検討している場合や、手続支援の相談は各専門職団体の相談窓口へ

千葉県弁護士会(高齢者・障がい者支援センター)	043(227)8431(代表)
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート千葉県支部	043(301)7831(代表)
一般社団法人千葉県社会福祉士会 権利擁護センター「ぱあとなあ千葉」	043(238)2866(代表)
一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター	043(221)4192
千葉県税理士会 成年後見支援センター	043(242)6323

任意後見契約について

千葉公証役場 043(224)1408

成年後見登記について

東京法務局民事行政部後見登録課 03(5213)1360

千葉県後見支援センター
(社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会)
043-204-6012